

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

平成19年5月31日

京都市長 榊本 頼 兼

## 1 公募対象業務に関する事項

### (1) 委託業務名

水垂地区の整備基本計画策定業務

### (2) 委託業務案件の特質など

① 委託業務の受託を希望するもの（以下「応募者」という。）に配布する本委託業務に関する資料（以下「仕様書等」という。）は、以下のとおり  
ア 「業務委託仕様書（案）」

イ 「水垂地区の整備基本計画策定業務の受託候補者選定に係る実施要領」

ウ 「水垂地区の整備基本計画策定業務の受託候補者選定に係る技術提案の審査等説明書」

エ 「水垂地区の整備基本計画策定業務の受託候補者選定に係る審査基準」

② 応募者に貸与する本委託業務に関する資料は、以下のとおり

ア 水垂埋立処分地跡地利用に関する基礎調査報告書

イ 京都市水垂埋立処分地跡地利用に向けた調査研究「移転予定地環境評価」報告書（抜粋）

ウ 平成18年度 京都市水垂埋立処分地モニタリング解析評価報告書（抜粋）

エ 水垂地区における基盤整備のための構想〔土地利用の骨子〕

オ 水垂処分地跡地第1次土地利用計画策定調査業務報告書

カ 「水垂地区における基盤整備のための構想」を推進する第1次土地利用計画

キ 平成17年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）

（<http://www.city.kyoto.jp/tokei/tarfficpolicy/census/index.html> に公開されています。資料として貸与しませんのでホームページを参照してください。）

### (3) 履行期間

契約の日から平成20年3月31日限り

### (4) 成果物の納品場所

京都市総合企画局プロジェクト推進室

## 2 応募者の資格に関する事項

応募者は、次の資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者
- (2) 応募者の公募開始から選定結果の通知の日までの期間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 建設コンサルタント登録規定の登録部門のうち、「廃棄物部門」又は「建設環境部門」の登録を受けており、且つ「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (4) 平成9年度以降に履行済みの委託業務において、都市公園の基本構想又は基本計画に係る調査業務を元請として履行した実績があること。

（注）上記業務の履行実績については、それを証明し得る契約書、TECRIS業務カルテ及び設計書等の写しを添付すること。

- (5) 1(2)①アの「業務委託仕様書（案）」5 管理技術者の要件、並びに、6 主任技術者の要件を満たす技術者の配置が可能であること。

（注）管理技術者及び主任技術者が有する資格については、それを証明し得る資格証等の写しを添付すること。

### 3 仕様書等の交付方法及び資料の貸与方法

公告の日から、7(1)の場所において無償で交付及び貸与する。

ただし、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### 4 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定は、技術提案書及びヒアリング（プレゼンテーション）により行う。評価項目は、下記のとおりとする。

- (1) 技術職員の構成状況（技術者数、有資格者数）
- (2) 配置予定技術者（管理技術者、主任技術者）の実績（経験年数、件数）等
- (3) 配置予定技術者の現時点での手持業務
- (4) 専門技術力の確認
- (5) 本業務に対する理解度
- (6) 提案内容の的確性

### 5 技術提案書の提出について

- (1) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

- (2) 提出期限

平成19年6月21日午後5時までに、7(1)の場所に持参すること。（た

ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1までを除く。）これ以外の手段（郵送、FAX、電子メール等）による提出は受理しない。

#### 6 ヒアリング（プレゼンテーション）について

ヒアリング（プレゼンテーション）については、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主な目的として平成19年7月6日（時間、場所は未定）に実施することを予定しているが、詳細は別途通知することとする。なお、日程は変更することがある。

#### 7 問い合わせについて

##### (1) 手続等に関する問い合わせ先及び技術提案書提出先

京都市総合企画局プロジェクト推進室（担当：西山、覚前）

電話 075-222-3032 FAX 075-213-0443

##### (2) 業務内容に関する問い合わせ先

手続等に関する問い合わせ先及び技術提案書提出先に同じ

##### (3) 問い合わせ方法

① 本プロポーザルについての問い合わせは、原則として書面（様式自由）により、平成19年6月11日午後5時までに、7(1)の場所に行くこと（ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。また、問い合わせ手段については、持参、郵送、FAXのいずれかを利用すること。郵送、FAXによる問い合わせを行った場合には、着信確認を行うこと。

② 問い合わせに対する回答は、收受又は着信確認の翌日から起算して、概ね5日（市役所閉庁日を除く。）以内に、京都市総合企画局プロジェクト推進室ホームページに公開することによって行う。

プロジェクト推進室HP

(<http://www.city.kyoto.jp/sogo/project/mizutare/proposal.html>)

#### 8 その他

(1) 技術提案書に記載された管理技術者及び主任技術者は、その変更合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き、変更することはできない。また、管理技術者と主任技術者は原則として兼任できないものとする。

(2) 技術提案書作成に要する費用は応募者の負担とします。

(3) 提出された技術提案書は返却しない。

(4) 提出された技術提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを請求者に公開する。ただし、同条例第7条第2項に該当する場合を除

く。

- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 選定された技術提案書を提出した応募者と、後日「業務委託仕様書(案)」に従い業務委託契約を締結する。なお、当該「業務委託仕様書(案)」は、契約段階において若干の修正を行う場合もある。
- (7) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (8) 概算予定価格は、約 22,000 千円(税込)である。
- (9) 1(2)②に記載する貸与資料は、技術提案書の提出の際に7(1)に記載するプロジェクト推進室に返却することとする。なお、技術提案書の提出を行わないときは、平成19年6月21日までにプロジェクト推進室に返却することとする。

(総合企画局プロジェクト推進室)